

一般社団法人名古屋市医師会定款（抜粋）

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本会は、日本医師会及び愛知県医師会並びに名古屋市の各区医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び学術の振興並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 医学及び学術の振興に関すること
- (5) その他本会の目的達成に必要なこと

第9章 委員会

（委員会の設置）

第51条 会長又は代議員会は、特に必要があると認めたときは、委員会を設置することができる。

- 2 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。ただし、代議員会が設置する委員会に関しては、代議員会の決議を経て、別に定める。